

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のとおり改正する。

別表第一警察の部中

課	室	隊	所	會計	監	通
長	長	長	長	監	察	信
				査	指	指
				官	令	令
				官	官	官

を

課	室	隊	所	會計	監	通	危
長	長	長	長	監	察	信	機
				査	指	指	管
				官	令	令	理
				官	官	官	官

に、

警察署（広島中央、広島東、呉、福山東、三次）	警察署（広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、海田、廿日市、広、東広島、福山西、福山北、尾道、三原）
------------------------	--

を

警察署（広島中央、広島東、広島南、呉、福山東、三次）	警察署（広島西、安佐南、安佐北、佐伯、海田、廿日市、広、東広島、福山西、福山北、尾道、三原）
----------------------------	--

に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。